

# 福島町ふるさと暮らし応援条例

福島町では「福島町ふるさと暮らし応援条例」に基づいた2つの事業により、町内で暮らす住民の皆さんの生活を応援します！

## 福島町出産祝金交付事業

福島町で新生児を養育する方に対し、奨励金を交付します。

### 対象者

- ①福島町に住民登録を行っている方で、新生児を養育している方
- ②出産後も引き続き町内に定住する旨の誓約をされた方

### 申請時期

新生児出産の日より1か月後～1年以内

### 交付額

- 第一子… 5万円（うち1万5千円を町内商品券で交付）
- 第二子… 20万円（うち6万円を町内商品券で交付）
- 第三子以上… 100万円（3年の分割での交付）



- （1年目…50万円（うち15万円を町内商品券で交付）
- 2年目…30万円（うち9万円を町内商品券で交付）
- 3年目…20万円（うち6万円を町内商品券で交付）

## 福島町定住促進住宅等奨励事業

町内定住を目的として住宅の新築や購入を行った方に対し、奨励金を交付します。

### 対象者

現在アパートや公営住宅等に住む福島町に住民登録を行っている方、もしくはIターン者、Uターン者又はJターン者の方で定住を目的として新たに住宅を新築、もしくは中古住宅等を購入した場合。

### 申請時期

住宅の完成又は取得完了の日から1年以内

### 交付額

- ①住宅建築の請負金額、又は購入金額が500万円以上1,000万円未満… 50万円（うち15万円を町内商品券で交付）
- ②住宅建築の請負金額、又は購入金額が1,000万円以上の場合… 100万円（うち30万円を町内商品券で交付）

※上記は町内建築業者の場合となります。

町外建築業者の場合、①、または②の金額の半分の額となります。



## 注 意 事 項

申請後に町税等の滞納が判明した場合は交付できません。また、どちらの奨励金も共に、交付後10年以内に町外へ転出した場合、奨励金の全部又は一部を返還していただきます。

お問い合わせ先：企画課 47-3007